

1年 保護者各位

熊本中央高等学校
校長 池田 廣
(公印省略)

令和2年7月からの

国の高等学校等就学支援金申請手続きについて

初夏の候、ますますご健勝のことと拝察いたします。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、7月分から下記のとおり所得判定基準が変更により、所得・課税証明書等で金額を決定することができなくなりました。

5月下旬一斉メールでもお知らせしましたが、7月からの就学支援金は、4月～6月分と同額を引き続き減額させていただきます。ただし、熊本県がマイナンバーから就学支援金を算定するため、金額が変更される場合もあります。熊本県から金額の決定があり次第ご連絡させていただきます。よろしく願いいたします。

就学支援金算定基準

(所得金額－所得控除額) × 6%－市町村民税の調整控除額＝合計額で判定する

就学支援金の額

親権者の合計額	支給月額 (就学支援金)	授業料実納付金 (33,500円-就学支援金)
154,500円未満	月額33,000円	月額 500円
154,500円以上304,200円未満	月額 9,900円	月額23,600円
304,200円以上	月額 0円	月額33,500円

※授業料実納付額(授業料33,500円-就学支援金)を請求いたします。

※保護者等は、原則親権者。親権者がいない場合は、全ての未成年後見人、主たる生計維持者、生徒本人の順に該当します。

※途中で保護者が変わったり、引越等で住所が変わったりした場合は別に手続きが必要となります。

【提出日】 令和2年7月10日（金）

※同封の封筒（緑色）にて担任へご提出ください。

【提出書類】 該当する（１）・（２）・（３）のいずれかの書類をご提出ください。

（１） ４月～６月分で受給資格認定を受けている方

① 課税地確認書（同封）

※年・組・号と生徒氏名をご記入して頂き該当する項目にチェックをお願いいたします。

② 生活保護受給証明書（生活保護受給者の場合）

（２） ４月～６月分で受給資格認定を受けている方で保護者等の変更がある場合（再婚、離婚等）

※事務室までご連絡ください。ご連絡のあった方には届出書等を事務室にてお渡しします。

① 収入状況届出書

② 個人番号カード（写）等貼付台紙

③ 個人番号の使用に関する同意書

④ 課税地確認書

⑤ 生活保護受給証明書（生活保護受給者の場合）

（３） ４月～６月分で受給資格認定を受けていない方

（収入等が減少し就学支援金の対象になると思われる方）

（世帯収入が９１０万円を下回っている方）

※事務室までご連絡ください。ご連絡のあった方には受給認定書等を事務室にてお渡しします。

① 受給資格認定書

② 個人番号カード（写）貼付台紙

③ 個人番号の使用に関する同意書

④ 生活保護受給証明書（生活保護受給者の場合）

【注意事項】

① 今回の申請は令和2年7月分からの取扱いです。

② 就学支援金の支給方法につきましては、学校が受領し、保護者様にはその分を減額して校納金の請求を致します。

③ 特待生の方も申請が必要です。

④ 世帯年収が９１０万を超える等あきらかに受給条件に該当されない方は別途用紙がございますので事務室までご連絡ください。

⑤ 書類の提出は、郵送でも構いません。

（問合せ先） 本校事務室（０９６）３５４－２３３３ 小崎（こざき）